

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第五十三号

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬及び向精神薬取締

##### 法施行細則の一部を改正する規則

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和二十六年広島県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「。以下次項において同じ。」を削り、同条第三項中「保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付」を加える。

別表中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に、「150万円」を「147万円」に、「~~措置入院者及び精神障害者福祉に関する法律~~」を「~~法~~」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十八年広島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項本文を次のように改める。

知事は、法第五十九条の四の規定により、措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)から、法第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収するものとする。

第十三条第一項ただし書中「保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付」を加え、同条第二項中「措置入院費用」を「前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)」に改め、「。以下次項において同じ。」を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて算定した額に当該入院した日数」を「前項の規定によつて算定した額に、当該月の入院日数」に改め、同条第四項中「前五項」を「前三項」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表 (第13条関係)

措置入院者等の所得税額の合計額(年額)	費用徴収額(月額)
147万円以下	0円
147万円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額を控除して得た額が、2万円に

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

満たない場合は、その額